

大阪市地域魅力創出建築物修景事業（地域魅力の創出に繋がる建築物の修景モデル事業）  
修景補助金交付要綱

制 定 平成 29 年 8 月 1 日

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市地域魅力創出建築物修景事業基本要綱（以下「基本要綱」という。）第 1 条に規定する修景に取り組む者に対し、基本要綱第 4 条に基づき必要な費用の一部を大阪市（以下「本市」という。）が補助するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。その他の用語の意義は、基本要綱の例による。

- （1）モデル修景 地域魅力の創出に寄与・貢献することが見込まれる修景で、次条に規定する要件を全て満たし、第 5 条に規定する方法により決定するものをいう。
- （2）補助事業 この要綱に基づく補助金の交付を受けて実施する修景をいう。
- （3）補助対象費用 この要綱に基づく補助金の対象となる費用をいう。
- （4）有識者会議 大阪市地域魅力創出建築物修景事業推進有識者会議をいう。
- （5）事業着手 補助事業を実施するための工事契約の締結をいう。

（モデル修景の要件）

第 3 条 モデル修景は、次の各号すべてを満たすものとする。

- （1）地域魅力の創出に寄与・貢献すると見込まれるもの
- （2）大阪市内にある既存建築物の修景であること
- （3）この要綱、大阪市 H O P E ゾーン事業・大阪市マイルド H O P E ゾーン事業  
まちなみ修景補助金交付要綱、生きた建築ミュージアム・大阪セレクション再生  
補助金交付要綱及び大阪市歴史的建築物再生整備補助事業（OSAKA たてもものルネ  
サンス事業）実施要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
- （4）主として道路等に面する部分で通常望見できる範囲の修景を実施するもの
- （5）国、大阪府、又は本市の所有する建築物の修景でないもの
- （6）建築基準法その他法令に反していないこと

（モデル修景の意向申出）

第 4 条 次条第 3 項に規定するモデル修景の決定を受けようとする者は、モデル修景意向申出書（別記様式 1）を記載し、次に掲げる必要な書類を添付し、別途定める受付期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 修景内容説明書（様式1別紙）
  - (2) 建築物の付近見取り図
  - (3) 建築物の全景及び外観の特徴的な部分が見える写真
  - (4) 承諾書（申出者と修景を実施する建築物の所有者又はその建築物が立地する土地の所有者が異なる場合のすべての者）。
- 2 前項第4号に定める承諾書（以下、「承諾書」という。）をやむを得ず提出できない場合は、承諾されることが確認できると市長が認める書類に替えることができる。ただし、承諾者は、入手後、速やかに市長に提出しなければならない。
  - 2 過去に第1項に規定するモデル修景意向申出書を提出している場合は、第1項第2号から第4号に定める書類のうち、提出の必要がないと市長が認める書類の添付を省略することができる。

#### （モデル修景の決定方法）

第5条 市長は、前条第1項に規定するモデル修景意向申出書の提出があった建築物について、必要に応じて当該建築物や周辺の状況、修景計画や建物の活用計画等、モデル修景の決定のために必要となる事項を現地調査、申出者及び関係先等に対するヒアリング等により整理し、有識者会議に意見を求める。

2 有識者会議の委員は、前項の規定により意見を求められた建築物に対し、次に掲げる視点に沿って評価し、それら建築物におけるモデル修景としての相応しさについて総合的な観点より市長に意見を述べる。

- (1) 地域資産となりうる建築物の価値・魅力がある
- (2) 良好なまちなみの形成や景観魅力の向上に寄与する
- (3) 人々の、地域への愛着・誇りの醸成につながる
- (4) 地域活力の向上につながる

3 市長は、前項に規定する意見をもとにモデル修景を決定し、モデル修景決定結果通知書（別記様式2）により、前条第1項に規定するモデル修景意向申出書を提出した者に通知するものとする。

4 市長は、前項の通知を前条第1項の受付期間の満了の日の翌日から起算して90日以内に行うものとする。ただし、申出内容に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

#### （事前協議）

第6条 前条第3項に規定するモデル修景の決定を受け、第10条に規定する補助金の交付申請を行う者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ市長に申し出て、補助金の交付申請にかかる必要な協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

2 市長は、事前協議にあたり必要に応じて有識者会議の委員からの意見聴取を行うことができる。

(補助事業の要件)

第7条 補助事業は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 第5条第3項に規定するモデル修景の決定を受けたものであること
- (2) 第24条第1項に規定する請求書の提出は、第10条第1項に規定する補助金交付申請書を提出する年度内に見込まれるものであること
- (3) 補助事業を実施する建築物の所有者及びその建築物が立地する土地の所有者等との間における協定の締結その他の方法により補助事業の完了後における適切な維持管理及び活用が確実に見込まれるものであること
- (4) 補助申請者が本市に住所を有することにより課税される市民税又は法人市民税並びに補助申請建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納していないものであること

(補助対象費用)

第8条 補助対象費用は、別表1に定める費用とする。ただし、補助申請者が仕入税額控除の対象となる事業者である場合の消費税相当額及び他の補助制度を受けて既に修景された部分に係る費用は、補助対象費用から控除する。

(補助率及び上限額)

第9条 市長は、1敷地当たり補助対象費用の2分の1以内かつ300万円を上限として、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項により交付する補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助申請者は、第6条に規定する事前協議に基づき、補助金交付申請書(別記様式3)を記載し、次に掲げる書類を添付して、補助事業の着手の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式3別紙)
- (2) 付近見取図
- (3) 現況写真
- (4) 設計図書(配置図、補助事業に係る部分の平面図、立面図及び断面図その他これらに相当する図書で、補助事業の内容がわかるよう、材料等の記入や着色がされているもの)
- (5) 補助事業の費用に係る見積書の写し
- (6) 公図の写し
- (7) 登記事項証明書(補助事業を行う土地及び建築物)
- (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築確認済証(写)(補助事業として建築確認申請の必要な工事を行おうとする場合に限る)
- (9) 承諾書(補助申請者と修景を実施する建築物の所有者又はその建築物が立地する土地の所有者が異なる場合のすべての者)

- (10) 補助申請者及び前号の承諾書に係る印鑑登録証明書等
  - (11) 第7条第1項第4号を証明するもの
  - (12) 委任状(申請の手続きを委任する場合に限る)
- 2 前項各号に掲げる書類をやむを得ず提出できない場合は、当該書類を補完できると市長が認める書類の添付に替えることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する補助金交付申請書の提出を受けるとき又は現地調査等のときに、運転免許証や旅券等、官公署が発行した写真付きの証明書等により、補助申請者、修景を実施する建築物の所有者及びその建築物が立地する土地の所有者が本人であると確認できるときは、第1項第10号に定める印鑑登録証明書等の添付を省略させることができる。

#### (補助金の交付決定)

- 第11条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付が法令等(法令、条例及び規則をいう。以下同じ。)に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書(別記様式4)により必要な条件を付して補助申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認められた場合は、補助金を交付しない旨の決定を行い、その旨を補助金不交付決定通知書(別記様式5)により理由を付して補助申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項及び前項に定める通知を前条第1項に規定する補助金交付申請書が到達してから30日以内に行うものとする。ただし、申請内容に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

#### (補助金の交付の除外要件)

- 第12条 市長は、第10条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合において、次の各号いずれかに該当するときは、補助金を交付しない旨の決定を行うものとする。
- (1) 補助申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合
  - (2) 補助申請者が、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合
  - (3) 補助事業が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
  - (4) 第10条第1項に規定する補助金交付申請書に記載された建築物(以下、「補助

申請建築物」という。)が、公序良俗に反する利用等がなされると認められる又はそのおそれがあると認められる場合

(申請の取下げ)

第13条 補助申請者は、第11条第1項に規定する補助金交付決定通知書を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金交付申請取下書(別記様式6)に補助金交付決定通知書を添えて申請の取下げをすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書(別記様式7)により補助申請者に通知するものとする。

(事業着手届)

第14条 第11条第1項に規定する補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに事業着手し、その旨を事業着手届(別記様式8)により市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の進捗を管理し、かつ次条第2項に規定する軽微な変更の届を行うことができる者(以下「工事責任者」という。)を選任のうえ、事業着手届に記載しなければならない。

3 補助事業者は、事業着手届に次に掲げる必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事契約書、注文書及び請書又はその他工事に係る契約を締結したことを示す書類の写し

(2) 工事工程表

(補助金の交付変更等申請)

第15条 補助事業者は、第11条第1項に規定する補助金の交付決定通知を受けた補助事業の内容、又は補助対象費用の配分を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合、速やかに補助金交付変更等申請書(別記様式9)に記載し、変更前と変更後の違いを明示した書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は除く。

2 前項ただし書きの軽微な変更の場合とは、補助事業の目的に変更のないもので、かつ、補助対象工事を行う部位の寸法、配置、構造、材料又は意匠等の大幅な変更を行わないものをいう。

3 前条第2項で選任された工事責任者は、前項に規定する軽微な変更を行う場合、事前に変更前と変更後の違いを明示した書類を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付変更等決定)

第16条 市長は、補助事業者から前条第1項に規定する補助金交付変更等申請書の提

出があった場合において、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う有識者会議の委員からの意見聴取及び現地調査により、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付変更又は廃止の承認の決定を行い、その旨を補助金交付変更等承認決定通知書（別記様式 10）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査及び意見聴取、現地調査により申請内容が適当でないと認められた場合は、必要な措置を講じるよう補助事業者へ指示することができる。
- 3 市長は、第 1 項に規定する補助事業者への通知を、前条第 1 項の補助金交付変更等申請書が到達してから 30 日以内に行うものとする。ただし、申請内容に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

（決定の取消し等）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
  - (2) 補助事業に関して補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき
  - (3) 第 12 条各号いずれかに該当することが判明したとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、補助金の交付決定の後、次の各号に掲げる特別の事情が生じた場合は、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
    - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
    - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する費用のうち補助金によってまかなわれる部分以外の費用を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができないとき（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
  - 4 市長は、前 3 項の規定により、補助金の交付決定の取消し又は変更をした場合は、その旨を補助金交付決定取消等通知書（別記様式 11）により理由を付して補助事業者へ通知するものとする。
  - 5 市長は、第 3 項による補助金の交付決定の取消し又は変更により特別に必要となった費用のうち、次に掲げる費用に限り、補助金を交付することができる。
    - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する費用
    - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する費用
  - 6 第 9 条から第 13 条、第 15 条及び前条の規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業の遂行)

第 18 条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(立入検査等)

第 19 条 市長は、補助金の適正な執行を確保するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(遂行指示)

第 20 条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、当該補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう指示することができる。

(工事完了実績報告)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る工事が完了したときは、速やかに、工事完了実績報告書(別記様式 12)を記載し、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事契約に係る領収書等の写し
- (2) 工事記録写真
- (3) 工事完成写真
- (4) 第 7 条第 3 号の規定により締結した協定を証する書面の写し又は、その他の補助事業完了後における適切な維持管理及び活用が確実に見込まれることを示す書類として市長が適当と認める書類

(補助金の額の確定)

第 22 条 市長は、前条の報告の内容を審査するとともに、現地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、その旨を補助金額確定通知書(別記様式 13)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助事業者への通知を、前条の工事完了実績報告書が到達してから 30 日以内に行うものとする。ただし、申請内容の不備による訂正等に要する日数は除くものとする。

(是正のための措置)

第 23 条 市長は、第 21 条の報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交

付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

- 2 第21条の規定は、前項の規定による指示に従って補助事業者が行う補助事業について準用する。

#### (補助金の請求及び交付)

第24条 第22条第1項の通知を受けた補助事業者は、速やかに請求書(別記様式14)により、補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助事業者から適正な請求を受けたときは、当該請求に係る請求書を受領後30日以内に補助金を交付するものとする。

#### (補助金の返還)

第25条 市長は、第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者に対しその返還を求めるものとする。

- 2 前項の返還に伴う加算金及び延滞金に関しては、規則の定めるところによる。

#### (補助事業者の責務)

第26条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり、この要綱及び法令等を遵守しなければならない。

- 2 補助事業者は、本市が実施する本事業の情報発信や事業検証等の本事業の推進に向けて必要な取り組みに協力するものとする。

- 3 補助事業者は、次条第1項に規定する財産処分制限部分について、第22条第1項に基づく額の確定の通知の日から次の各号に定める時点のいずれかを経過するまでの期間(以下「処分制限期間」という。)、適切に維持管理しなければならない。

(1) 10年

(2) 災害又は火災により損壊したとき、老朽化により引き続き使用することが危険な状態にあるとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由により取り壊す必要がある時点

- 4 前項の規定は、次条第1項に規定する財産処分制限部分について、同条同項第3号又は第4号に規定する処分を行う場合は、当該第三者にこれを継承する。ただし、交付した補助金の全部に相当する金額を本市に納付した場合は、この限りではない。

#### (財産の処分の制限)

第27条 補助事業者は、修景補助建築物のうち主として道路等に面する部分で通常望見できる部分(以下「財産処分制限部分」という。)について、処分制限期間内に次の各号に掲げる処分をする場合、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式15)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付した補助金の全部に相当する金額を本市に納付した場合、又は本事業目的に反しない場合は、この



限りではない。

- (1) 取壊
- (2) 廃棄
- (3) 譲渡
- (4) 交換
- (5) 補助金交付の目的に反する使用
- (6) 貸付
- (7) 担保に供すること

2 補助事業者は、財産処分制限部分について前項の規定により承認を受けて処分を行う場合は、別表 2 に定める額を本市に納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第 28 条 補助事業者は、補助事業に係る費用を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 22 条第 1 項に規定する額の確定通知を受けた日から処分制限期間を経過するまで保存しなければならない。

(施行の細目)

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別途、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○別表 1 (補助対象費用：第 8 条関係)

ア 建築物の修景に係る工事費のうち、主として道路等に面する部分で通常望見できる範囲の外観に係る費用 (そのために必要となる、構造補強材費及び法令等の規定を受けて必要となる改修費も含む)

イ 上記アと合わせて実施される主として道路等に面する部分で通常望見できる範囲の外観に係る次の工事費 (そのために必要となる、構造補強材費及び法令等の規定を受けて必要となる改修費も含む)

① 建築設備等修景費

建築物の屋外に露出し、建築物の望見を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費

② 外構修景費 門、塀、さく、植栽、舗装、ライトアップ設備、看板等の整備、案内板、モニュメント等に要する工事費
③ 色彩修景費 建築物又は周辺地域と著しく不調和な色彩の建築物における色彩の修景にかかる費用

○別表 2 (財産処分時の納付額：第 27 条関係)

財産処分区分	納付額
取壊 (財産処分制限部分の使用を止め、取り壊すこと)	・ 補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額
廃棄 (財産処分制限部分の使用を止め、廃棄すること)	・ 補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
譲渡 (財産処分制限部分の所有者を変更すること)	・ 無償譲渡の場合は、補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・ 有償譲渡の場合は、譲渡額のうち補助金相当額
交換 (財産処分制限部分と他人の所有する他の財産とを交換すること)	・ 交換により生じる差益額のうち補助金相当額
補助金交付の目的に反する使用 (財産処分制限部分の所有者の変更を伴わずに、補助事業の目的に反した使用をすること)	・ 目的外使用により生じる収益(補助対象部分の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち補助金相当額
貸付 (財産処分制限部分の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること)	・ 貸付により生じる収益(補助対象部分の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち補助金相当額
担保に供すること (財産処分制限部分に抵当権を設定すること)	・ 抵当権が実行に移される場合は、補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額